

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。なお、各設問は独立した問題として解答すること。

【事例】 小学生である X は、Y 宅において Y の子 A（X の同級生）と遊んでいたところ、Y 宅の裏庭で保管されていた硫酸入りの陶器の容器に衝突してこれを破損し、流出した硫酸を右足に浴びて火傷を負った。種々の治療により X の火傷は治癒したが、後遺症として右足関節部の硬直（内反足）が残った（以下「本件後遺症」という。）。そこで X は、Y に対し、本件後遺症は Y が硫酸の管理を怠ったことに原因があるとして、不法行為を理由として、100 万円（治療費 20 万円、慰謝料 30 万円、逸失利益 50 万円の合計額）の損害賠償請求訴訟（以下「前訴」という。）を提起したところ、裁判所は慰謝料 30 万円を認容する判決をし、同判決は確定した。なお、前訴における治療費に係る請求は、生活保護法による医療扶助によって治療費が賄われ、X ないしその保護者は現実に支出していないことが理由とされていた。

ところが、本件後遺症は前訴判決の確定後に悪化し、X はついに歩行も困難となったため（以下「本件後発後遺症」という。）、2 度にわたり皮膚移植手術を受けたが、完治には至らなかった。なお、本件後発後遺症に関しては、X の保護者が現実に治療費を支出した。そこで X は、Y に対し、不法行為を理由として、本件後発後遺症に係る治療費 30 万円の損害賠償請求訴訟（以下「後訴」という。）を提起した。

【設問 1】 【事例】から離れ、一般に、1000 万円の金銭債権うち 300 万円を請求する訴訟が提起された場合、判例によれば、訴訟物はどのように捉えられるか。またこの場合に、200 万円の限度で請求債権が存在する旨の判決が確定したとき、判例によれば、既判力は当該判決のいかなる判断について生じるか。前訴が明示の一部請求訴訟であった場合とそうでない場合とに分けて、上記 2 点を説明しなさい。

【設問 2】 【事例】において、裁判所は、本件後発後遺症に係る後訴をどのように取り扱うべきか、また、その結論はどのように正当化できるか、の 2 点について、【事例】と同様の事案に関する判例に留意しつつ、あなたの意見を述べなさい。なお、解答に際しては、当該判例と同様の見解を採用するかどうかにかかわらず、あなたの意見と異なる見解を示した上で、自説との相違点を指摘しなさい。